

奈良県告示第百四十九号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「防止法」という。）第四条の五第一項及び第二項の規定により、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成二十四年二月奈良県告示第四百八十一号（化学的酸素要求量に係る総量規制基準）は、廃止する。ただし、平成二十九年九月一日以後に特定施設の設置又は構造の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る  $C_c$ 、 $C_{cj}$ 、 $C_{ci}$  及び  $C_{co}$  の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前のおりとする。

平成二十九年七月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 適用する地域

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号。以下「特別措置法」という。）第五条第一項に規定する区域のうち奈良県の区域

二 適用する工場又は事業場

防止法第二条第六項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

三 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
一	昭和五十五年七月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
二	昭和五十五年七月一日以後特別措置法第五条第一項若	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} +$

	<p>しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。）及び同日以後特別措置法第五条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次項から二十二の項までに掲げるものを除く。）</p>	$C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co} \times 10^{-3}$
三	<p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百二十七号。以下「昭和五十六年改正政令」という。）の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
四	<p>昭和五十六年改正政令の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、</p>	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

<p>同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを含む。  (のうち、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場  (同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。)</p>	
<p>五  水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和五十七年政令第五百五十七号。以下「昭和五十七年改正政令」という。)の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
<p>六  昭和五十七年改正政令の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一</p>	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

<p>項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを含む。</p> <p>）のうち、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	
<p>七</p> <p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百五十二号。以下「昭和六十三年改正政令」という。）の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
<p>八</p> <p>昭和六十三年改正政令の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項</p>	$L_c = (C_j \cdot Q_j + C_i \cdot Q_i + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

	<p>の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを含む。)のうち、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。)</p>	
九	<p>水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成二年政令第二百六十六号。以下「平成二年改正政令」という。)の施行により平成三年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
十	<p>平成二年改正政令の施行により平成三年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
十一	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成三年政令第二百四十号。以下「平成三年改正政令」とい</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$

	<p>う。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	
二十	<p>平成三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成三年十月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
三十	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成九年政令第二百六十九号。以下「平成九年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
四十	<p>平成九年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成九年十二月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成九年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
五十	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成十年政令第七十三号。以下「平成十年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$

<p>工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	
<p>十 平成十年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十年六月十七日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_c = (C_{ij} \cdot Q_{ij} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
<p>十 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十一年政令第四百十二号。以下「平成十一年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
<p>十 平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十二年三月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_c = (C_{ij} \cdot Q_{ij} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
<p>十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成十二年政令第三百九十一号。以下「平成十二年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$

<p>二 十</p>	<p>平成十二年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十二年十月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十二年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
<p>二 十 一</p>	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百一号。以下「平成十三年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
<p>二 十 二</p>	<p>平成十三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十三年七月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
<p>二 十 三</p>	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四百四十七号。以下「平成二十四年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$



二	平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} +$
十	事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年	$C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot$
四	五月二十五日以後特別措置法第五条第一項若しくは第 八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条 第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定 施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされ たもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以 後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Q_{co}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 $L_c$ 、 $C_c$ 、 $Q_c$ 、 $C_{cj}$ 、 $C_{ci}$ 、 $C_{co}$ 、 $Q_{cj}$ 、 $Q_{ci}$ 及び $Q_{co}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

なお、別表第一については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）別表第二号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第二については、特別措置法第五条第一項に規定する区域内に設置される指定地域内事業場であつて、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに適用する。

$L_c$  排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

$C_c$  別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の1に掲げる化学的酸素要求量（単位 リットルにつきミリグラム）

$Q_c$  特定排水の量（単位 一日につき立方メートル）

$C_{cj}$  別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の3に掲げる化学的酸素要求量（単位 リットルにつきミリグラム）

$C_{ci}$  別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の2に掲げる化学的酸素要求量（単位 リットルにつきミリグラム）

$C_{co}$   $C_c$ と同じ値（単位 リットルにつきミリグラム）

$Q_{cj}$  平成三年七月一日（十二の項にあつては平成三年十月一日、十四の項にあつては平成九年十二月一日、十六の項にあつては平成十年六月十七日、十八の項にあつては平成十二年三月一日、二十の項にあつては平成十二年十月一日、二十二の

項にあつては平成十三年七月一日、二十四の項にあつては平成二十四年五月二十五日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 一日につき立方メートル）

Qci 昭和五十五年七月一日（四の項にあつては昭和五十七年七月一日、六の項にあつては昭和五十八年一月一日、八の項にあつては昭和六十三年十月一日、十の項にあつては平成三年四月一日）から平成三年七月一日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量（Qcjを除く。））（単位 一日につき立方メートル）

Qco 特定排出水の量（Qcj及びQciを除く。）（単位 一日につき立方メートル）

四 施行期日

平成二十九年九月一日から施行する。

別表第一

五 部分肉・冷凍肉製造業又は肉 加工品製造業	四 非金属鉱業	三 天然ガス鉱業	二 畜産農業	業種その他の区分		備考
				△ 化学的酸素要求量 （単位 リットル につきミリグラ ム）	1	
					2	
					3	
四〇	二〇	六〇	七〇	1	備考	
四〇	二〇	六〇	七〇	2		
三〇	二〇	六〇	六〇	3		

一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
水産食料品製造業（八の項から前項までに掲げるものを除	冷凍水産食品製造業	冷凍水産物製造業	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	魚肉ハム・ソーセージ製造業	寒天製造業	水産缶詰・瓶詰製造業	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	乳製品製造業
	四〇		三〇	五五		四〇		三〇
	四〇		三〇	五五		四〇		三〇
	三〇		二〇	五五		三〇		二〇
								平成八年九月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く特定排水の量（以下「平成八年九月一日前の特定施設に係る量」という。）にあつては、第三欄の3の値は、三〇とする。









六三	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	一一〇	九〇	八〇	
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	七〇	七〇	六〇	
六五	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	四〇	四〇	四〇	
六六	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの				
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの				
六八	繊維工業（五五の項から前項までに掲げるものを除く。）	三〇	三〇	三〇	
六九	一般製材業又は木材チップ製造業	四〇	四〇	四〇	
七一	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	三〇	三〇	三〇	
					接着機洗浄水を循環するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、一〇とする。



八〇	七九	七八	七七	七六	七五
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又は	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	木材薬品処理業
八〇	七〇	五〇	六〇	七〇	二〇
八〇	七〇	五〇	六〇	七〇	二〇
八〇	七〇	五〇	六〇	六〇	二〇

八五	八四	八三	八二	八一	
パルプ製造業、洋紙製造業又	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	さらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの
一〇	九〇	六〇	七〇	六〇	
一〇	九〇	六〇	七〇	五〇	
七〇	八〇	五〇	六〇	四〇	
			精選工程においてドラム型洗浄機を使用して いるものにあつては、 第三欄の1の値は、八 〇とする。		

	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	
	塗工紙製造業	手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの
	二〇	九〇	六〇	四〇	三〇	五〇	〇
	二〇	九〇	六〇	四〇	二〇	四〇	〇
	二〇	八〇	六〇	四〇	二〇	四〇	



一〇九	石油化学系基礎製品製造業で 脂肪族系中間物製造工程に係 るもの	一〇八	無機化学工業製品製造業（前 三項に掲げるものを除く。）	一〇七	無機顔料製造業	一〇六	電炉工業
六〇		二〇		二〇			
六〇		二〇		二〇			
四〇		二〇		二〇			
一	青酸誘導品含有排 水を排出する工程に あつては、第三欄の 値は、それぞれ同欄 の順序に従い、一五 〇、一五〇、一五〇	一	硫化鉄鉱を原料と する酸化鉄（顔料を 除く。）製造工程に あつては、第三欄の 値は、それぞれ同欄 の順序に従い、四〇、 四〇、四〇とする。		黄鉛製造工程を有する ものにあつては、第三 欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、六〇、 六〇、五〇とする。	二	希硫酸による二酸化 硫黄の洗浄工程を 有する硫酸製造工程 にあつては、第三欄 の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、五 〇、五〇、五〇とす る。

	<p>一一〇 石油化学系基礎製品製造業で 環式中間物・合成染料・有機 顔料製造工程に係るもの</p>	
一一一	<p>石油化学系基礎製品製造業で プラスチック製造工程に係る もの</p>	
三〇	五〇	
二〇	五〇	
二〇	三〇	<p>とする。</p> <p>二 塩素化合物触媒を 用いたアセトン又は アセトアルデヒドの 製造工程にあつては、 第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従 い、一〇〇、八〇、 八〇とする。</p> <p>三 エピクロルヒドリ ン製造工程にあつて は、第三欄の値は、 それぞれ同欄の順序 に従い、一四〇、一 三〇、一三〇とする。</p>
	<p>合成染料又は合成染料 中間物の製造工程にあ つては、第三欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、一九〇、一九〇、 一八〇とする。</p>	
三〇	<p>メチルメタクリレート 樹脂又はアクリロニト リル・ブタジエン・ス チレン共重合樹脂の製 造工程にあつては、第 三欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、七</p>	
二〇		
二〇		

	<p>一一二 石油化学系基礎製品製造業で 合成ゴム製造工程に係るもの</p>				<p>〇、七〇、七〇とする。</p>
<p>一一三 石油化学系基礎製品製造業で 有機化学工業製品製造工程（ 脂肪族系中間物製造工程、環 式中間物・合成染料・有機顔 料製造工程、プラスチック製 造工程及び合成ゴム製造工程 を除く。）に係るもの</p>	<p>一一四 石油化学系基礎製品製造業（ 一〇九の項から前項までに掲</p>	<p>四〇</p>	<p>四〇</p>	<p>四〇</p>	<p>一 乳化重合法による 合成ゴム製造工程に あつては、第三欄の 値は、それぞれ同欄 の順序に従い、五〇、 五〇、五〇とする。 二 クロロプレンゴム 製造工程にあつては、 第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従 い、一三〇、一三〇、 一三〇とする。</p>
<p>六〇</p>		<p>五〇</p>	<p>五〇</p>	<p>五〇</p>	<p>一 有機ゴム薬品製造 工程にあつては、第 三欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、 二七〇、二六〇、二 六〇とする。 二 有機農薬原体製造 工程にあつては、第 三欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、 一八〇、一八〇、一 六〇とする。</p>
<p>四〇</p>					
<p>四〇</p>					

一一八	一一七	一一六	一一五	げるものを除く。)
コーラルタール製品製造業	発酵工業	メタン誘導品製造業	脂肪族系中間物製造業	
一二二	○ 一二	三〇	六〇	
一二二	○ 一一	三〇	六〇	
一二二	○ 一一	二〇	五〇	
				<p>一 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、二二〇、一九〇とする。</p> <p>二 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、八〇、八〇とする。</p> <p>三 エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。</p>



一一二		一一〇	一一九	
合成ゴム製造業		プラスチック製造業	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	
四〇		三〇	五〇	○
四〇		二〇	五〇	○
四〇		二〇	三〇	○
一 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄	二 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。	一 メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、五〇、五〇とする。	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一九〇とする。	

			一二三 有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	
一二四 レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	一二三 レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの			
三〇	五〇		五〇	
三〇	三〇		五〇	
三〇	二〇		五〇	
		<p>一 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、一五〇、一五〇とする。</p> <p>二 有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。</p>	<p>の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。</p> <p>二 クロロプレンゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一三〇、一三〇とする。</p>	

一三五	一三四	一三三	一三二	一三一	一三〇	一二九	一二八	一二七	一二六	一二五
動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業	医薬品原薬・製剤製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	石けん・合成洗剤製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	合成繊維製造業
六〇	二〇	三〇	八〇	七〇	四〇		四〇	一〇	四〇	三〇
六〇	二〇	三〇	六〇	七〇	四〇		四〇	一〇	四〇	二〇
五〇	二〇	三〇	三〇	六〇	三〇		四〇	一〇	三〇	二〇
				平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄の3の値は、七〇とする。						アクリル系繊維製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、四〇、三〇とする。

一四六	火薬類製造業								硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。
一三七	農薬製造業	三〇	三〇	二〇					
一三八	合成香料製造業	〇 一一	〇 一一	〇 一一					
一三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	二〇					
一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業								
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	二〇	二〇	二〇					
一四三	写真感光材料製造業	一〇	一〇	一〇					
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	四〇	四〇	四〇					
一四五	イオン交換樹脂製造業	〇 一六	〇 一六	〇 一三					

一四六	化学工業（一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	四〇	四〇	四〇	
一四七	石油精製業	二〇	二〇	二〇	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。
一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	三〇	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、四〇とする。
一四九	コークス製造業	一八〇	一八〇	九〇	
一五〇	石油コークス製造業	七〇	七〇	五〇	
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	六〇	四〇	四〇	
一五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	三〇	二〇	二〇	



	一七八	一七六	一七五		一七三	一七二	一七〇	一六九	一六八	一六七	一六六
	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	フェロアロイ製造業		高炉による製鉄業	うわ薬製造業	鉱物・土石粉碎等処理業	碎石製造業	黒鉛電極製造業	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	コンクリート製品製造業
	二〇	一〇	二〇		一〇		二〇	三〇	二〇		
	二〇	一〇	二〇		一〇		二〇	二〇	二〇		
	二〇	一〇	二〇		一〇		二〇	二〇	二〇		
					コークス炉を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇、三〇とする。						







二二一	二二〇		二〇九	二〇八	二〇七	二〇六	二〇五	二〇四
共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）	空瓶卸売業		下水道業	ガス製造工場	精密機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	電子回路製造業
三〇	三〇		三〇	二〇			一〇	二〇
三〇	二〇		三〇	二〇			一〇	二〇
二〇	二〇		三〇	二〇			一〇	二〇
		標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。						

									第六条に規定する施設をいう。
二二二	二二三	二二四	二二五	二二六	二二八	二二九	二三〇	二三一	
	飲食店	宿泊業	リネンサプライ業	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	自動車整備業	病院	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限る。）	
	五〇	七〇	四〇		六〇	二〇	三〇	五〇	
	四〇	四〇	四〇		六〇	二〇	三〇	四〇	
	三〇	三〇	三〇		六〇	二〇	三〇	三〇	
								一 第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理す	平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第三欄の1及び2の値は、それぞれ三〇、三〇とする。

二二三	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。
八〇	
八〇	
四〇	
平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、一〇とする。	<p>るものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、一〇とする。</p> <p>二 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の1及び2の値は、それぞれ三〇、三〇とする。</p> <p>三 二のうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができする方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、一〇とする。</p>
平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、	

二三三	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）								）
二二四	ごみ処理業								
二二五	廃油処理業								
二二六	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）								
二二七	死亡獣畜取扱業								
二二八	と畜場								
二二九	中央卸売市場								
二三〇	地方卸売市場								
二三一	試験研究機関（水質汚濁防止								
		二〇	四〇	二〇	三〇			五〇	
		二〇	四〇	二〇	三〇			五〇	
		二〇	四〇	二〇	三〇			四〇	
							三〇とする。 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができする方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。		

						二 三 二	
						二の項 から前 項まで に分類 されな いもの	法施行規則（昭和四十六年総 理府・通商産業省令第二号） 第一条の二各号に掲げるもの をいう。）
6 指定地域内事業 場に係る雑排水及	5 自動式車両洗淨 施設を使用する工 程に係るもの	4 水道業（二〇九 の項に掲げるもの を除く。）	3 その他の製造業 （日本標準産業分 類三二に属するも の）	2 窯業・土石製品 製造業（一五六の 項から一七〇の項 までに掲げるもの を除く。）	1 鉱業（三の項及 び四の項に掲げる ものを除く。）		
八〇	四〇				一〇		
八〇	二〇				一〇		
六〇	二〇				一〇		
平成十八年二月一日以 後に設置されるものに							

7 以上のいずれに も属さないもの	びし尿（二二一の 項及び二二二の項 に掲げるものを除 く。）
四〇	
二〇	
二〇	
	あつては、第三欄の値 は、それぞれ同欄の順 序に従い、三〇、三〇、 三〇とする。

別表第二

六	五	四	三	二	業種その他の区分	
乳製品製造業	部分肉・冷凍肉製造業又は肉 加工品製造業	非金属鉱業	天然ガス鉱業	畜産農業		
三〇	四〇	二〇	六〇	七〇	1	化学的酸素要求量 (単位 一リット ルにつきミリグラ ム)
三〇	四〇	二〇	六〇	七〇	2	
二〇	三〇	二〇	六〇	六〇	3	
備考						
平成八年九月一日以後 に特定施設の設置又は 構造等の変更により増 加する特定排出水の量						

一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	水産食料品製造業（八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	冷凍水産食品製造業	冷凍水産物製造業	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	魚肉ハム・ソーセージ製造業	寒天製造業	水産缶詰・瓶詰製造業	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	
三〇	四〇	四〇	四〇	三〇	三〇	八〇	四〇	四〇	
三〇	四〇	四〇	四〇	三〇	三〇	八〇	四〇	四〇	
三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	二〇	八〇	三〇	三〇	
									を除く特定排出水の量 （以下「平成八年九月 一日前の特定施設に係 る量」という。）にあ っては、第三欄の3の 値は、三〇とする。









	<p>加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの</p>	五九	<p>繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）</p>	六〇	<p>繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの</p>	六一	<p>繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの</p>	六二	<p>繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの</p>	六三	<p>繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの</p>
		〇 一二		〇 一〇		〇 一〇				〇 一一	
		八〇		九〇		五〇				九〇	
		八〇		九〇		五〇				八〇	

七六	七五	七一	六九	六八	六七	六六	六五	六四
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製	木材薬品処理業	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	一般製材業又は木材チップ製造業	繊維工業（五五の項から前項までに掲げるものを除く。）	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	繊維工業で不織布製造工程に係るもの
七〇	二〇	三〇	四〇	三〇			四〇	七〇
七〇	二〇	三〇	四〇	三〇			四〇	七〇
六〇	二〇	三〇	四〇	三〇			四〇	六〇
		接着機洗浄水を循環するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、一〇とする。						

					造工程に係るもの
	七七	七八	七九	八〇	
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナードグラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	
	六〇	五〇	一四	八〇	
	六〇	五〇	一三	八〇	
	六〇	五〇	一二	八〇	

八六	八五	八四	八三	八二	八一
パルプ製造業、洋紙製造業又	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）
五〇	一〇	九〇	六〇	七〇	六〇
四〇	一〇	九〇	六〇	七〇	五〇
四〇	七〇	八〇	五〇	六〇	四〇
				精選工程においてドラム型洗浄機を使用して、いるものにあつては、第三欄の1の値は、八〇とする。	





一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九七	九六	九五
無機顔料製造業	電炉工業	ソーダ工業	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	乾式法による繊維板製造業
三〇		二〇			三〇	五〇	八〇	三〇	八〇	
二〇		二〇			三〇	五〇	五〇	三〇	八〇	
二〇		二〇			三〇	五〇	五〇	三〇	六〇	
黄鉛製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同										

	<p>一〇八 無機化学工業製品製造業（前三項に掲げるものを除く。）</p>				<p>欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。</p>
	<p>一〇九 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの</p>				<p>一 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、六〇とする。</p> <p>二 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇とする。</p>
		<p>六〇</p>	<p>六〇</p>	<p>四〇</p>	<p>一 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、二一〇、一九〇とする。</p> <p>二 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、</p>

一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		
四〇		三〇		五〇			
四〇		二〇		五〇			
四〇		二〇		三〇			
一 合成ゴム製造工程にあつては、第三欄の	一 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第三欄の	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。		合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一八〇とする。			第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、八〇、八〇とする。 三 エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。

一一四	石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）				
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの				<p>値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇とする。</p> <p>二 クロロpreneゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一三〇、一三〇とする。</p>
一一五	脂肪族系中間物製造業	六〇	六〇	五〇	<p>一 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二七〇、二六〇、二六〇とする。</p> <p>二 有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。</p>
六〇	六〇	六〇	六〇	五〇	<p>一 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の</p>

一一九	一一八	一一七	一一六	
顔料製造業 環式中間物・合成染料・有機	コールタール製品製造業	発酵工業	メタン誘導品製造業	
五〇	〇 一二	〇 一二	三〇	
五〇	〇 一二	〇 一一	三〇	
三〇	〇 一二	〇 一一	二〇	
合成染料又は合成染料 中間物の製造工程にあ つては、第三欄の値は、				<p>値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、二二〇、一九〇とする。</p> <p>二 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、八〇、八〇とする。</p> <p>三 エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。</p>

一一一		一一〇	
合成ゴム製造業		プラスチック製造業	
四〇		三〇	
四〇		二〇	
四〇		二〇	
<p>一 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。</p> <p>二 クロロプレンゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それ</p>	<p>一 メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、五〇、五〇とする。</p> <p>二 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。</p>	<p>それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一九〇とする。</p>	

	<p>一二三 有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）</p>				<p>それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一三〇、一三〇とする。</p>
	<p>一二三 レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの</p>	<p>五〇</p>	<p>三〇</p>	<p>二〇</p>	<p>二 有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。</p>
	<p>一二四 レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの</p>	<p>三〇</p>	<p>三〇</p>	<p>三〇</p>	
<p>一二五 合成繊維製造業</p>		<p>三〇</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>アクリル系繊維製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、四〇、三〇とする。</p>

一三六	一三五	一三四	一三三	一三二		一三一	一三〇	一二九	一二八	一二七	一二六
火薬類製造業	動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業		医薬品原薬・製剤製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	石けん・合成洗剤製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
二〇	六〇	二〇	三〇	八〇		七〇	四〇		四〇	一〇	四〇
二〇	六〇	二〇	三〇	六〇		七〇	四〇		四〇	一〇	四〇
二〇	五〇	二〇	三〇	三〇		六〇	三〇		四〇	一〇	三〇
硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順					平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあっては、第三欄の3の値は、七〇とする。						





一五五	一五四	一五三	一五二	一五一	一五〇	一四九	一四八	
毛皮製造業	なめしかわ製造業	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	自動車タイヤ・チューブ製造業	石油コークス製造業	コークス製造業	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	
五〇	〇 一〇	三〇	六〇	一〇	七〇	〇 一八	三〇	
五〇	〇 一〇	二〇	四〇	一〇	七〇	〇 一八	三〇	
五〇	〇 一〇	二〇	四〇	一〇	五〇	九〇	三〇	
							硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、四〇とする。	るものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。

一五六	板ガラス製造業	一〇
一五七	板ガラス加工業	一〇
一五八	ガラス製加工素材製造業	一〇
一五九	ガラス容器製造業	
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。） ・同製品製造業	五〇
一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇
一六四	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇
一六五	生コンクリート製造業	
一六六	コンクリート製品製造業	
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一〇

一六八	黒鉛電極製造業	二〇	二〇	二〇	
一六九	碎石製造業	三〇	二〇	二〇	
一七〇	鉱物・土石粉碎等処理業	二〇	二〇	二〇	
一七二	うわ薬製造業				
一七三	高炉による製鉄業	一〇	一〇	一〇	コークス炉を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇、三〇とする。
一七五	フェロアロイ製造業	二〇	二〇	二〇	
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	一〇	一〇	一〇	
一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	二〇	二〇	二〇	
一七九	熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）				
一八〇	冷間圧延業（一八二の項及び				



二〇五	二〇四	二〇三	二〇二	二〇一	二〇〇	一九九	一九八	一九七	一九六	一九五	一九四
電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製	電子回路製造業	一般機械器具製造業	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	電気めつき業	非鉄金属製造業	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）	鉄粉製造業	可鍛铸铁製造業	铸铁管製造業	銑鉄铸件製造業（次項及び一九七の項に掲げるものを除く。）	铸鋼製造業
一〇	二〇	二〇	六〇	六〇	六〇	四〇					
一〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	四〇					
一〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	四〇					

											造業又は情報通信機械器具製造業
											造業
二二三	二二二	二二一	二二〇		二〇九	二〇八	二〇七	二〇六			
飲食店	弁当仕出屋又は弁当製造業	共同調理場（学校給食法第六 条に規定する施設をいう。）	空瓶卸売業		下水道業	ガス製造工場	精密機械器具製造業	輸送用機械器具製造業			
七〇	八〇	三〇	三〇		三〇	二〇					
五〇	四〇	三〇	二〇		三〇	二〇					
三〇	三〇	二〇	二〇		三〇	二〇					
平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄					標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。						

二二四	宿泊業					五〇	四〇	三〇	化槽を使用するものに あつては、第三欄の1 及び2の値は、それぞ れ三〇、三〇とする。
二二五	リネンサプライ業					四〇	四〇	三〇	
二二六	洗濯業（前項に掲げるものを 除く。）								
二二八	写真業（写真現像・焼付業を 含む。）					六〇	六〇	六〇	
二二九	自動車整備業					二〇	二〇	二〇	
二二〇	病院					三〇	三〇	三〇	
二二二	し尿浄化槽（建築基準法施行 令第三十二条第一項の表に規 定する算定方法により算定し た処理対象人員が五〇一人以 上のものに限る。）					五〇	四〇	三〇	一 第二欄に規定する 表に定める構造を有 するし尿浄化槽より 高度にし尿を処理す ることができると方法 によりし尿を処理す るものにあつては、 第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従 い、一〇、一〇、一 〇とする。 二 平成十八年二月一 日以後に設置される



	<p>二三三 し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。）</p>	<p>二三三 し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）</p>
	<p>八〇</p>	<p>六〇</p>
	<p>八〇</p>	<p>五〇</p>
	<p>四〇</p>	<p>四〇</p>
<p>ものにあつては、第三欄の1及び2の値はそれぞれ三〇、三〇とする。 三 二のうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、一〇とする。</p>	<p>平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。</p>	<p>嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理する</p>

二二二	二二一	二三〇	二二九	二二八	二二七	二二六	二二五	二二四	
二の項から前項までに分類	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	地方卸売市場	中央卸売市場	と畜場	死亡獣畜取扱業	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	廃油処理業	ごみ処理業	
1 鉱業（三の項及び四の項に掲げるものを除く。）									
三〇			二〇		四〇		二〇	三〇	
二〇			二〇		四〇		二〇	三〇	
二〇			二〇		四〇		二〇	三〇	
									<p>ことができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。</p>

されな いもの						
2 窯業・土石製品 製造業（一五六の 項から一七〇の項 までに掲げるもの を除く。）	3 その他の製造業 （日本標準産業分 類三二に属するも の）	4 水道業（二〇九 の項に掲げるもの を除く。）	5 自動式車両洗淨 施設を使用する工 程に係るもの	6 指定地域内事業 場に係る雑排水及 びし尿（二二一の 項及び二二二の項 に掲げるものを除 く。）	7 以上のいずれに も属さないもの	
	四〇	四〇	四〇	八〇	四〇	
	二〇	一〇	二〇	八〇	二〇	
	二〇	一〇	二〇	六〇	二〇	
				平成十八年二月一日以 後に設置されるものに あつては、第三欄の値 は、それぞれ同欄の順 序に従い、三〇、三〇、 三〇とする。		